

令和5年5月8日

保護者各位

静岡県立沼津西高等学校
校長 鈴木 康之

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について

緑風の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は本校教育活動に、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」としていましたが、令和5年5月8日から「5類感染症」に変更となりました。本校においても、法律に基づき様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、生徒、御家庭の自主的な取組を基本とした対応に変わります。

つきましては、各御家庭におかれましても、下記の留意事項に御配慮いただき、感染症等の予防に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 発熱や咽頭痛等の症状がある場合には、無理をせずに自宅で療養してください。
その際、軽微な症状があることを以て、登校を制限することはありません。
2. 引き続き、健康管理には御留意ください。その際、毎日の結果を報告・提出することは不要です。
3. 学校教育活動においては、教職員も含め、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、混雑した電車等での登下校時や医療機関の訪問時等においては、各個人の判断にてマスクの着用を行ってください。
4. 昼食時等において「黙食」の必要はありませんが、食事前後の手洗いや会食時に飛沫を飛ばさないことを心がけてください。
5. 感染が判明した場合、必ず学校へ報告をしてください。学校保健安全法に基づき、「発症した後5日を経過し、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基本として、出席停止の扱いとなります。
6. 治癒後の登校に際し、陰性証明書や治癒証明書の提出は不要です。
7. 濃厚接触者の特定は行われず、出席停止の扱い等はありません。

担 当 保健主事 渡邊
電 話 055-962-0345